

社会福祉法人霞桜会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人霞桜会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等の報酬)

第5条 法人経営に責任ある立場として経営管理にあたる理事長及び理事長の経営管理を補佐し、かつ施設長の指導監督にあたる副理事長が日常的に勤務し、その業務に従事する場合は別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、別表1,2に定める報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 賞与については、支給しない。

3 報酬は、職員給与の支給日に支給する。

4 報酬額の決定は、理事会、評議員会の決議を得て行わなければならぬ。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況及を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 正)

第9条 本規定を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならぬ。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日より施行する

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5, 000円	1, 000円
評議員会出席報酬等	5, 000円	1, 000円

別表 2

名 称	報 酉	実費弁償費
理事・評議員業務報酬等	5, 000円	1, 000円
監事監査・運営指導報酬等	5, 000円	1, 000円

別表 3

名 称	報酬（月額）	実費弁償費
理事長報酬等	150, 000円	職員通勤手当に準じて 支給
副理事長報酬等	250, 000円	

別表 4

旅 費	宿泊費	報酬（1日）	その他の費用
実 費	実 費	5, 000円	実 費